

監査報告書

学校法人 神戸学院

理事会 御中

平成20年5月14日

監事 浅見 勇三 
監事 小川 洋一 
監事 池野 清和 

私たち監事は、私立学校法第37条3項及び学校法人神戸学院寄付行為第7条の規定に基づき、平成19年度の学校法人神戸学院（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行った結果を報告します。

1. 監査の方法

- (1) 業務監査については、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から事業の報告を聴取すると共に、重要資料を閲覧して学校法人神戸学院の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、監査法人トーマツの監査計画書に基づく監査結果の報告を求め、また、月例財務監査のほか、前期、中期、後期と3回情報交換の場を設け、財務の適正執行並びに財産の状況を監査しました。
- (3) 監査に際して定期的に監事、内部業務監査役、監査法人トーマツとの監査打ち合わせ会を開きました。

2. 監査の結果

- (1) 理事の業務執行並びに学校法人の業務に関しては、法令及び寄付行為に違反するような重大な事実はありません。
- (2) 財務書類等（①資金収支計算書②消費収支計算書③財産目録④貸借対照表）は、当該年度末における学校法人神戸学院の財産の状況を適正に表示しており、適正妥当であることを認めました。

以上